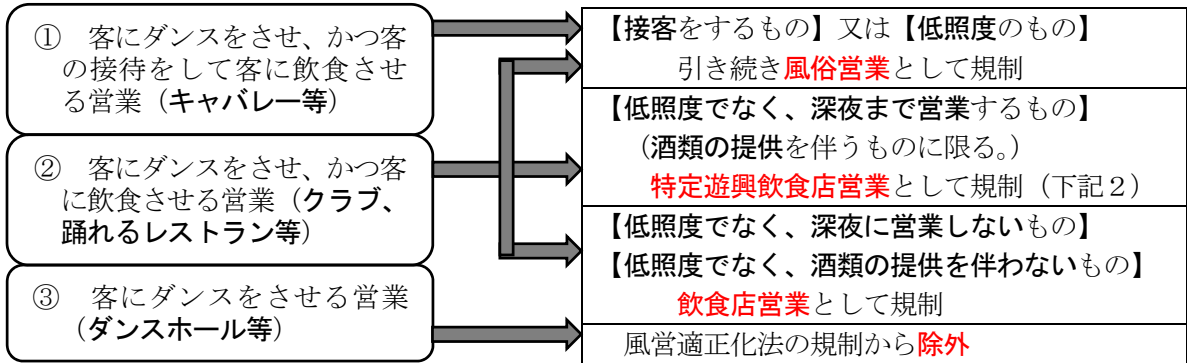


風営適正化法の一部を改正する法律の概要

平成 27 年 6 月 17 日可決・成立 同年 6 月 24 日公布

1 客にダンスをさせる営業に係る規制の見直し

ダンスをめぐる国民の意識の変化等を踏まえ、客にダンスをさせる営業について、その一部を風俗営業から除外するとともに、営業の形態に応じた規制を行う。



2 特定遊興飲食店営業に関する規定の整備

深夜において客に遊興（ダンスを含む。）をさせ、かつ、客に酒類の提供を伴う飲食をさせる営業を**特定遊興飲食店営業**とし、都道府県公安委員会の許可を受けなければならないこととするともに、必要な規制を設ける。

【主な規制の内容】

- 欠格事由を設け、不適格者等を排除
- 条例により、営業可能な地域を限定
- 条例により、地域を定めて営業時間を制限することが可能
- 18歳未満の者の午後10時以降の立入りを制限

3 良好な風俗環境の保全を図るための規定の整備

- (1) 深夜に風俗営業又は特定遊興飲食店営業を営む者の義務
 - 営業所周辺における客の迷惑行為の防止措置
 - 苦情処理に関する帳簿の備付け
- (2) **風俗環境保全協議会**の設置
 - 特に良好な風俗環境の保全を図る必要があるものとして条例で定める地域ごとに設置
 - 警察署長、特定遊興飲食店営業等の営業所の管理者、地域住民等により構成

4 その他所要の規制の整備

ゲームセンターへの18歳未満の者の立ち入らせの制限に関する規定を見直し

風営適正化法の一部改正 (客にダンスをさせる営業に係る規制の見直し) の概要

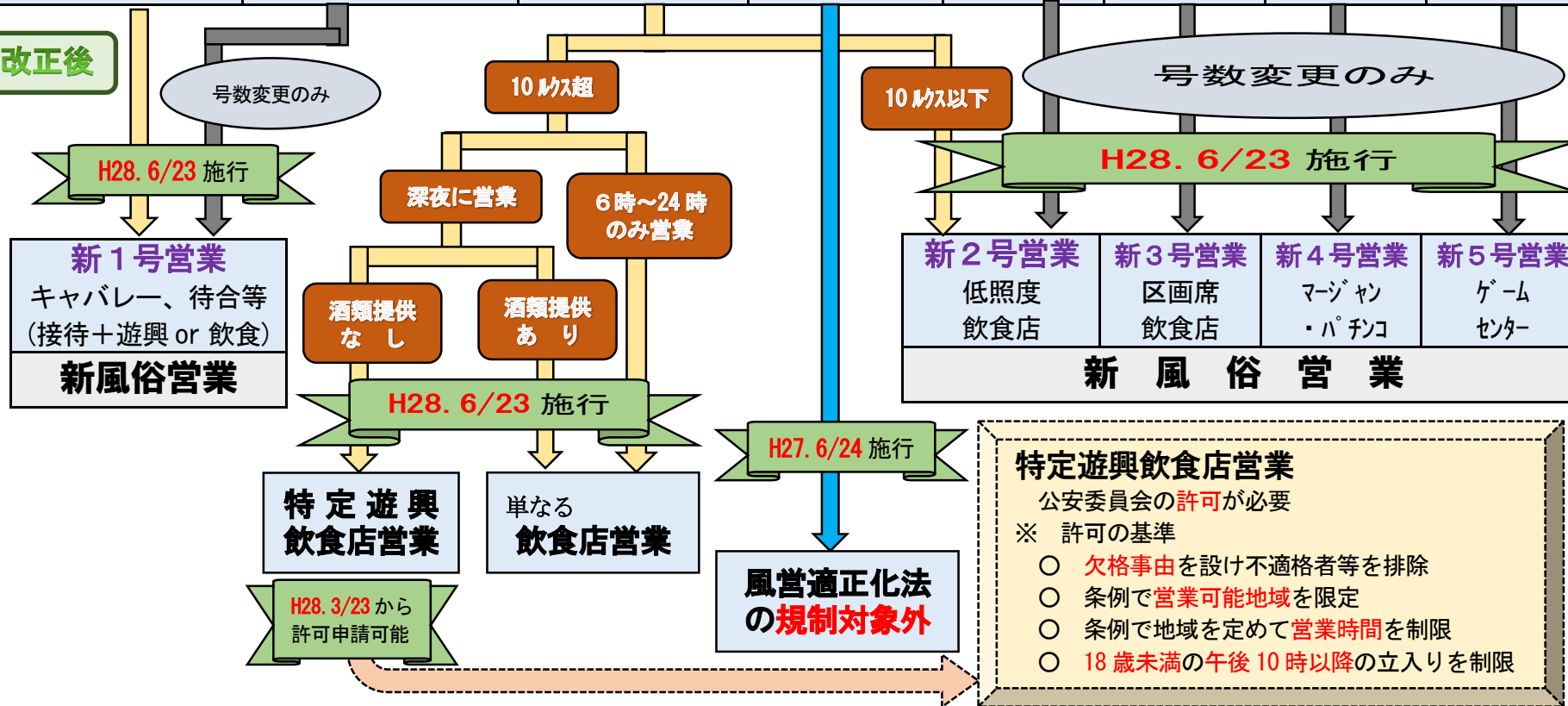
平成 27 年 6 月 17 日 成立、同年 6 月 24 日 公布

改正前

風 俗 営 業

1号営業 キャバレー等 (ダンス+接待+飲食)	2号営業 社交飲食店、料理店 (接待+遊興 or 飲食)	3号営業 ナイトクラブ等 (ダンス+飲食)	4号営業 ダンスホール (ダンスホール等)	5号営業 低照度 飲食店	6号営業 区画席 飲食店	7号営業 マジャン ・パチンコ	8号営業 ゲーム センター
--------------------------------------	---	------------------------------------	------------------------------------	---------------------------	---------------------------	------------------------------	----------------------------

改正後



特定遊興飲食店営業

公安委員会の許可が必要

※ 許可の基準

- 欠格事由を設け不適格者等を排除
- 条例で営業可能地域を限定
- 条例で地域を定めて営業時間を制限
- 18歳未満の午後10時以降の立入りを制限